

No.	部門	記載場所	質問内容	回答
1	訪問型	サービス回数	<p>概要版</p> <p>1、訪問型サービス ③身体介護型と生活援助型の併用の回数制限</p> <p>支給限度基準額を超えない範囲で、身体介護型・生活援助型の上限回数まで併用可とは、短時間サービスとの組み合わせも可能であり、回数も何度でも利用できますか。</p>	<p>支給限度基準額を超えない範囲で、身体介護型・生活援助型、20分未満の身体介護型・生活援助型を組み合わせることで、利用回数も各回数の上限までは可能です。</p> <p>ケアマネジャーによるアセスメントの結果、様々な組み合わせが必要な利用者に対しては、事前に地域包括支援センター委託担当職員へケアプランと利用票の提出が必要です。</p> <p>また、緊急的に様々な組み合わせが必要な場合でも、まずは地域包括支援センター委託担当職員へご相談をお願いします。</p>
2	通所型	人員基準	<p>マニュアル P51</p> <p>10人以下のため看護師はいません。機能訓練指導員は週3回くらい来てもらっていますが、入浴サービスは提供できませんか。</p>	<p>看護職員と機能訓練指導員には、利用者に対して入浴サービスや介護予防を目的とした運動等の提供時、体調の判断やリスク管理を行うための人員配置です。サービス提供時に配置されていなければ良いため専従に限っていません。</p> <p>入浴や介護予防を目的とした運動等を行わないのなら配置は不要です。</p> <p>機能訓練指導員の出勤している日のみ入浴加算算定可となります。</p> <p>人員配置が困難な場合、人員配置が整うまで経過措置を設けますが、期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。</p>
3	通所型	人員基準	<p>マニュアル P51</p> <p>機能訓練指導員は常勤でなくても良いですか。</p>	<p>指定基準では介護職員、看護職員、機能訓練指導員のいずれか専従であれば良いです。</p> <p>看護職員と機能訓練指導員には、利用者に対して入浴サービスや介護予防を目的とした運動等を提供する時の体調判断やリスク管理を行うための人員配置です。サービス提供時に配置されていなければ良いため専従及び常勤に限りません。</p>
4	通所型	サービス内容	<p>マニュアル P51</p> <p>介護予防を目的とした運動等(いきいき百歳体操、誤嚥予防体操、脳のトレーニングを伴うレクリエーションなど)とはどのような内容ですか。</p>	<p>1. 運動器機能の運動 いきいき百歳体操、ラジオ体操など</p> <p>2. 誤嚥予防の体操 誤嚥にナラん！体操、かみかみ百歳体操、パタカラ体操など</p> <p>3. 脳のトレーニング 脳や手先を必要とするレクリエーション、脳を鍛える学習療法など</p>
5	通所型	人員基準	<p>—</p> <p>4月以降の加算変更届「体制等状況届」はいつまでに提出すれば良いですか。</p>	<p>体制届の提出については、算定希望月の前月15日とさせていただきますが、令和3年4月分から加算を算定したい場合に限り4月15日を提出期限とさせていただきます。5月から算定希望の場合は通常通り4月15日までにご提出ください。</p>
6	通所型	サービス内容	<p>【マニュアル】 P53</p> <p>【概要版】 1、通所型サービスの 変更点 ①大きな変更点・追加点</p> <p>介護予防運動未実施や運動器機能訓練の加算の算定要件を教えてください。</p> <p>1. 介護予防運動未実施時について 2. 運動器機能向上加算について 3. 個別運動器機能訓練加算について 4. 運動器機能向上加算と個別運動器機能訓練加算の同時算定について</p>	<p>1. 介護予防運動未実施時について ・個別や集団は問わず、介護予防を目的とした運動等のサービスを本人へ実施していなければ(体調不良や拒否など含む)、介護予防運動未実施となります。 ・どのような介護予防運動を行ったかという記録は必要になります。記録方法や書式は決まっていますので、事業所の独自の書式で記録をお願いします。</p> <p>2. 運動器機能向上加算について ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。 ・利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成している。 ・利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行い、定期的に記録している。 ・運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価している。</p> <p>3. 個別運動器機能訓練加算について ・利用者ごとの運動器機能向上計画(運動器機能向上加算の算定要件でもある計画作成)をもとに、理学療法士等が個別(1対1)に運動器機能向上訓練を実施して記録する必要があります。記録方法や書式は決まっていますので、事業所の独自の書式で記録をお願いします。 ・理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師のことです。</p> <p>4. 運動器機能向上加算と個別運動器機能訓練加算の同時算定について ・同時の算定は可能です。</p>
7	通所型	サービス内容	<p>マニュアル P53</p> <p>1. 選択的サービス複数実施加算について ・選択的サービス複数実施加算Ⅰ(1~3)480単位/月 ・選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位/月 の違いについて教えてください。</p> <p>2. 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスを複合的に行う場合の算定について 基本単位+個別運動器機能向上訓練加算+選択的サービス複数実施Ⅱ+栄養スクリーニング加算(6か月に1回を限度)を同時に算定することは可能でしょうか。</p>	<p>1. 選択的サービス複数実施加算について 利用者に対して、1:運動及び栄養・2:運動及び口腔・3:栄養及び口腔を実施した場合に、1月について加算する。 ●選択的サービス複数実施加算Ⅰ(1~3)480単位/月 ・1月に1~3のサービスのいずれかを提供した時。 ●選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位/月 ・1月に運動・栄養・口腔のサービスをすべて提供した時。</p> <p>2. 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスを複合的に行う場合の算定について それぞれの加算を算定できる基準に達していれば、同時に算定することは可能です。</p>

No.	部門		記載場所	質問内容	回答
8	通所型	人員基準	—	今回の事業改正で届出は必要ですか。	新しいサービス提供基準の確認のため、看護職員・機能訓練指導員の資格のわかるもの(資格証のコピー等)と、4月分の従業員勤務一覧表(シフト表)を令和3年5月31日までにご提出をお願いいたします。
9	通所型	人員基準	—	令和3年度から様々な申請書にて押印の省略が言われていますが総合事業の申請書、契約書はどうなりますか。	当市でも指定申請書類や、変更届、体制届について押印の省略を検討しております。新様式につきましては、後日ホームページに掲載予定です。
10	通所型	人員基準	—	報酬改定の際には変更箇所の契約更新をしており、双方の住所と氏名を記載していますが、今後どの程度簡素化できますか。	契約書における押印の省略については検討中です。後日、Q & Aに追加更新させていただく予定です。
11	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	マニュアル 42	委託費用は変更されましたか。基本単価、初回加算、委託連携加算の算定要件は何ですか。	1. 【基本単価】4,200円(変更なし) 要支援1.2、事業対象者に対して作成した、介護予防プランに対する委託費用です。 2. 【初回加算】2,700円(変更なし) 要支援1.2、事業対象者に対して初回に作成した、介護予防プランに対する加算です。 3. 【委託連携加算】2,700円(新規) 要支援1.2、事業対象者に対して、地域包括支援センターから初めて委託を受けて作成した介護予防プランに対する加算です。
12	介護予防ケアマネジメント	申請、契約、請求書	マニュアル 40～44	契約事務等の記名押印省略の可否について、他市では請求書であったり、ケアプランの提出等でメールで可能なところもありますが、大和高田市ではどのように取り組まれるつもりですか。来年度4月からの押印省略はどのようになっていますか。	1. 押印省略について 契約書・請求書等については、従来通り押印をお願いします。 2. メールなどによる提出について 介護予防ケアプランの提出については、窓口か郵送でのやりとりをお願いします。
13	介護予防ケアマネジメント	ケアプラン	—	4月から加算が変わる人については、計画表を書き直して提出する必要がありますか。	1. 目標・サービス内容が変わらない人 ・今回の報酬改訂の内容は、軽微なもののため、利用者に説明・同意をもらい、計画表に追記可能とします。 ・計画表をすでに提出している人については、地域包括支援センター委託担当職員に計画表に追記する旨のご連絡をお願いいたします。 2. 目標・サービス内容が変わる人 ・アクティブ型の事業所が運動もするということになり、目標やサービス内容に変更が伴う場合は、計画表の書き換えが必要となります。 地域包括支援センター委託担当職員に計画表変更の旨の連絡をお願いいたします。
14	その他	サービスコード	マニュアル 54～57	サービスコードマスタはどのようにして取込、設定するのですか。	本市ホームページからサービスコード マスタファイルをダウンロードし、各事業所で使用している業務ソフトにマスタファイルを取り込み処理を行ってください。具体的な操作手順は各ソフト会社、委託保守業者等にご確認ください。なお、マスタファイルは今般追加変更された差分のみでなく、平成29年度以降の本市の総合事業すべてのサービスコードが含まれています。また、各事業所の業務ソフトにおいて、令和3年4月介護保険制度改正に対応したバージョンアップを適用した場合、従来の形式ではマスタ取込できず、エラーとなる事案を確認しています。本市では改正後の新形式に対応したマスタも配布していますので、本市ホームページから使用している業務ソフトに適合したマスタをダウンロード、取込を行ってください。
15	その他	サービスコード	マニュアル 54～57	既にマスタ取込完了し、その後業務ソフトのバージョンアップした場合、再度マスタ取込する必要はありますか。	バージョンアップ前に従来形式のマスタを取込完了し、その後バージョンアップを行った場合、本市のマスタでは、新形式マスタの取込更新、再設定をする必要はありませんが、ソフト会社が提供するバージョンアップ時の変更、留意点をご確認ください。なお、新形式マスタを再取込しても問題ありません。